

平成26年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成26年4月25日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野間 俊行
教育総務部教職員課長	栗原 裕
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	小田部 英仁
学校教育部教育指導課長	丸瀬 正
学校教育部支援教育課長	三浦 昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	小貫 朗子
博物館運営課長	稲森 但
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	市川 敦義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

- 日程第3 議案第16号から日程第6 議案第19号は人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは平成26年3月15日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

3月18日・19日の両日で、市立小学校及び養護学校の卒業式が行われました。また4月7日・8日には、全市立学校において入学式・始業式が行われ、子どもたちの新たな学年が滞りなくスタートしております。

4月1日、新規採用教職員120名をはじめとする、人事異動の辞令交付を行いました。

新規採用者には辞令交付後、私から「公務員としての責任と自覚をもって業務に励むこと」、「教育公務員の職務は、子どもたちの将来に直接影響を与える重大な責務を負っていることから、自らの研鑽を怠らないこと」、「職場の人間関係を重視して、上司・先輩・同僚に好かれる努力をすること」等の訓示を行いました。

初任者が、組織の一員として存分に力を発揮してくれることを期待しています。教育委員会事務局においても新体制での新年度の業務が始まっております。

また、学校現場においても年度始めの慌ただしい時期ではありましたが、本市教育界の抱える最大の課題である、「学力の向上」に向けて、全ての関係者が共通認識を以って取り組むことを意図して、8日に小学校、14日に中学校の全教員を一堂に集め、学力向上推進研究会を開催いたしました。

両日とも、受講する参加者の態度からは、真剣に取り組もうとする様子が感じられ、良い研究会となったと捉えています。

なお、本年度の『全国学力・学習状況調査』が、小学6年生と中学3年生を対象に22日に実施されております。

この学力向上をはじめ、諸々の課題に取り組むための基本的な指針となる教育振興基本計画の第2期実施計画がスタートいたしました。

同時に横須賀市の実施計画も同じ計画年度でスタートしましたので、計画に

盛り込まれた施策を着実に推進し、一つひとつ課題を解決して、横須賀の子どもたちに明るい未来を保障してまいりたいと考えています。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第14号『平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第14号「平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」ご説明申し上げます。

2ページから4ページにかけてが要綱になります。

この要綱は、平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者募集の基本方針として制定するもので、県教育委員会が定める「平成27年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要綱」(案)に準拠しております。

選抜制度については、平成25年度に大きな変更がありました。現行の制度は、受験機会を全日制、定時制ともに共通選抜に一本化し、原則として学力検査(5教科、定時制3教科)と資料、面接による選考を行います。

また、定時制の課程については、共通選抜の後にも分割選抜機会が設定されています。今年度におきましても、この制度に対応した要綱に基づき、選抜をおこなってまいります。

その他本要綱で、志願資格、募集の方法、全日制・定時制の募集期間、学力検査等の期日、志願変更の期間、二次募集の期間、入学の許可や手続き等を定めております。志願資格、募集の方法、入学の許可や手続きにつきましては、昨年度と変更はございません。日程(案)一覧につきましては、最後に昨年度の日程と並べる形で資料を付けております。

なお、学力検査等の期日については、県立高等学校の日程に合わせる予定になっております。他に市立高等学校を設置する横浜市や川崎市も、それぞれの教育委員会に「平成27年度各市市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)」を付議した後、県日程と合わせる予定になっておりますので、ご了承くださいと思います。

以上で、「平成27年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願

いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第21号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第17号『平成27年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第15号「平成27年度使用教科用図書採択基本方針について」ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。これは、横須賀地区で平成27年度に使用する教科用図書の採択にあたって公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成27年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。教科用図書の採択にあたっては、「1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3 教科用図書については、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。」の3点です。

平成27年度は、小学校、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の採択替えを行う年度となります。中学校についての採択替えはありません。

2 ページは「教科用図書採択検討委員会条例」です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料のとりまとめを行う部会についての規定となります。この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、小学校については翌年度より4年間、その他については翌年度使用する教科用図書が決定されます。

3・4 ページは教科用図書採択に関する事務処理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

5 ページをご覧ください。採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。今年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる小学校、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の保護者代表や市民の代表を入れた18名で組織いたします。この委員会の中に、採択の検討を学校ごと専門

的に行うための専門部会を設置します。今回設置される専門部会は、小学校、高等学校と特別支援学校（特別支援学級を含む）の三部会となります。各々の専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。教科用図書採択検討委員会の委員の任期は6月1日より8月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については図の下部に記載しております。教科用図書展示会は6月13日から6月26日まで、横須賀地区教科用図書センター（教育研究所）及びヴェルクよこすかで開催いたします。

どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で「平成27年度使用教科用図書採択基本方針」についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（三浦委員）

24人以内で、18人なのは、中学校の採択替えがないからでしょうか。

（教育指導課長）

はい、そのとおりです。

討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『学校選択制に関するアンケート集計結果について』

（教育政策担当課長）

それでは、本年4月に中学校に進学した生徒とその保護者及び本年4月に中学2年生に進学した生徒を対象に実施しました「学校選択制に関するアンケート」の集計結果についてご報告いたします。

この中学校における学校選択制は、平成15年度入学者につきまして、中央ブロックの4校で、平成16年度入学者につきまして、中央及び衣笠ブロックの8校で試行導入し、平成17年度入学者から全中学校に導入し、今年度で全市導入11年目となります。

お手元の「学校選択制に関するアンケート」の集計結果3ページをお開きく

ださい。調査の概要について、ご説明いたします。

まず、1の目的ですが、学校選択制の検証と、課題の整理をするために、毎年2月に実施しております。

次に、2の対象ですが、小学校につきましては、この4月に中学校へ入学した当時小学6年生の児童とその保護者を対象として、46校中11校を抽出しました。また、中学校につきましては、1年生を対象に23校中11校を抽出し、それぞれ各学校1クラスに調査を実施いたしました。

また、小・中学校の教員につきましては、3年に1度実施することにしておりますので、今回、小学校は16校、中学校は10校を抽出し、実施いたしました。対象となりました小・中学校は、4ページの6の対象校一覧のとおりでございます。

次に、3の実施方法ですが、各小・中学校を經由してアンケート用紙を配布し、回収いたしました。

次に、4の実施期間ですが、本年2月3日から21日までといたしました。

次に、5の配付数・有効回答数・有効回答率は、表に記載のとおりでございます。

それでは、アンケート集計結果につきまして、傾向や分析も含めて、主なものをご説明させていただきます。

まず、8ページ 問3をご覧ください。

「学校を選んだ理由」についてですが、ご覧の小6保護者はじめ、小6児童・中1生徒についても、理由の1番目は、例年同様に、「学校の近さ」となっております。

また、学区外の中学校を選んだ人でみますと、例年同様に、「学校の近さ」・「友達関係」・「部活動」・「兄弟関係」となっております。

次に、問4をご覧ください。

「中学校に対する関心や理解が高まったか」について、これは新しい設問ですが、ご覧の小6保護者はじめ、小6児童・中1生徒・小中学校教員の70%以上が「保護者・児童の学校に対する関心や理解が高まった」と回答しております。

次に、9ページ 問5をご覧ください。

「自分で選んだ中学校であるという責任感を持つことができたか」について、これも新しい設問ですが、ご覧の小6保護者はじめ、小6児童・中1生徒の60%以上が、「自分で選んだ中学校であるという責任感を持つことができた」と回答しております。

なお、小学校教員の53%は、「責任感を持つことができた」と回答しておりますが、中学校教員の61%は、「そう思わない」と回答しております。

中学校教員の「そう思わない」の理由としては、「生徒からは感じられない」・「保護者が選んでいる」・「責任感までは持てない」・「他学区を選んでいるのは一部だから」等が挙げられております。

次に、問7をご覧ください。

「中学校を選択できたこと」についてですが、ご覧の小6保護者はじめ、小6児童・中1生徒の約60%以上の方が、「選択制はあった方が良い」と回答しております。

また、小6児童・中1生徒で学区外の中学校を選んだ人でみますと、前回の約80%を上回る90%以上の方が、「選択制はあった方が良い」と回答しております。

なお、小学校教員の68%、中学校教員の53%は、ともに「選択制はあった方が良い」と回答しております。しかし、中学校教員につきましては、「選択制はあった方が良い」が前回の59%から53%に減少し、「学校選択制は必要ない」が前回の18%から37%に倍増しております。

次に、22ページの問7をご覧ください。

「学校として困っていること」について、これは新しい設問ですが、ご覧の小学校教員は67%が、「困ったことはなかった」と回答し、中学校教員の52%が「困ったことがあった」と回答しております。

なお、中学校教員の「困ったことがあった」の具体的内容としては、「家庭訪問の広域化」・「生徒指導上の問題」・「生徒数の増減」・「地域とのつながりが薄れる」・「災害時の対応が困難」・「部活動」等が挙げられております。

次に、28ページの問4をご覧ください。

中学校教員のための新しい設問で、「教職員の意識が変わったか」についてですが、「教職員の意識が変わったとは思わない」という回答が51%でした。

なお、「そう思わない」理由としては、「学校選択制があってもなくても意識は変わらない」が一番多く挙げられておりました。

次の問5も、中学校教員のための新しい設問で、「中学校が活性化したか」についてですが、「中学校が活性化したと思わない」という回答が53%でした。

なお、「そう思わない」理由としては、「学校選択制があってもなくても変わらない」・「学校選択制のマイナス面」等が挙げられております。

次に、24ページにお戻りいただき、問11をご覧ください。

「指定変更制度の認知度」について、これも新しい設問ですが、「よく知っている」・「だいたい知っている」と回答したのは、小学校教員の71%、中学校教員の55%となっており、小学校教員の認知度の方が高くなっておりました。

最後に、それぞれの対象者の自由記入欄についてですが、同じようなジャンルのご意見をまとめて件数を記載し、その中から主なご意見を記載してござ

すので、後ほどご覧ください。

さて、今回のアンケート集計結果についてのまとめですが、学校選択制の目標である、「保護者・児童の学校に対する関心や理解」や「自分で選んだ中学校であるという責任感」については、一定の成果があがっていると考えておりますが、「教職員の意識」や「学校の活性化」については、今後もさらに検証を重ねる必要があると考えております。

なお、学校選択制の制度については、「平成28年度を目途に、見直しを含め、検討を行ってまいります。

以上で、「学校選択制に関するアンケート集計結果について」の報告を終わります。

(森武委員)

9 ページ問5に「学校を選んだ責任感」という設問があるのですが、この「責任感」とは何を意味するのでしょうか。

(教育政策担当課長)

ご自分で選んで進んだ学校に対する期待や、自分がその学校を選んだことについて、積極的に勉強に励むですとか、部活動に励むなど自主性を持ってほしいという観点から、今回設問に追加いたしました。

(森武委員)

中学校へ進むと、選んだところであろうと、決められた学校であろうと、中学校で勉強すべきことがあるので、当然だと思うのですが、自分で選んだから、何か責任を求めているのかとも見えてしまったので、「責任感」という言葉がひっかかってしまいました。保護者や教諭にも同じ設問をしているのですが、責任感という意味がうまく伝わっているのか気になったのですが、意見欄などに記載はなかったのでしょうか。

(教育政策担当課長)

特に意見等はありませんでした。ただ、ご指摘のとおり、質問の趣旨が分からなかったかもしれないということは否めないもので、次回は脚注を付けるなど、詳しく説明したいと思います。

(齋藤委員長)

選択制は必要ないという教員の方の意見が前年より多かったということですが、前回と今年は抽出した学校が違うので、当然違う方がお答えになっている

のですが、学校によって意見が違ってくるのか、中学の先生全体がそう思っているのか、難しいかとは思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

また、このアンケートも長くやっているのですが、それを通して、経過的に見たときの問題点や傾向は出てきているのか、平成28年までに再検討ということであれば、検討すべき何か具体的な課題が見えてきているのかお伺いしたいです。

(教育政策担当課長)

学校の抽出は、毎年度替えております。通常2校に1校の割合だったのですが、今回は、小学校は4校に1校、中学校については2校に1校ということにしました。

教職員については、3年に1度ということで、3校に1校となっています。小学校は3校に1校、中学校は2校に1校ということに今年はしました。

特に、3年前に3.11大震災がありましたので、通学距離の問題や、災害時の対応について御意見がありました。その他については、委員長ご指摘のとおり、何年もアンケートを行っておりますので、28年度に向けて過去の全体の分析をまだしていないので、今後の見直しをするにあたり分析は必要だと思っております。

教職員の意識については、追跡で聞き取りの調査を学校に直接させていただいて、学校の活性化も含め調査して、今後の見直しの検討をしていきたいと思っております。

(森武委員)

28年度に見直しを含め検討ということですが、スケジュールは、28年度の4月に入学する方から見直すということによろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

小中一貫推進事業の関係で、平成28年度に全市展開したいと考えているので、中学校を中心としてブロック化を図らなければなりません。その関係から、28年度から廃止するか、そのまま継続するか、28年度から決め、その後数年間暫定期間を設ける形で、スケジュールを考えています。

今年と来年にかけて検討しまして、27年度末までに結論を出すということで、28年度までに何年度から廃止などということを決めたいと考えています。28年度の当初までには、結論を出しておきたいと考えています。

(森武委員)

26、27年度で検討して、いつの時点からこういった変更をするのかというこ

とは、28年4月の段階には決めたいということで、28年4月までに見直しという理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

はい、そのとおりです。

報告事項2 『学校事務業務改善推進に係る進捗状況報告について』

(教育政策担当課長)

本件は、「子どもと向き合う環境づくり推進事業」の一環です。最初に、「子どもと向き合う環境づくり推進事業」について、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

平成23年度に、学識経験者を交えた「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」を立ち上げるとともに、教員だけでなく、事務職員などの4つの分科会を設置して、環境づくりに向けた方策について検討し、提言としてまとめました。

その中から、平成24年度は、「校内マネジメントモデル推進委員会」と「学校事務業務改善推進委員会」の2つの推進委員会を設置して、具体的に検討し、報告書を作成いたしました。

さらに、平成25年度は、「人的支援運用改善検討会議」・「授業日数に関する検討会議」の2つの検討会議を設置して、具体的に検討いたしました。

それでは、「学校事務業務改善推進に係る進捗状況報告」についてご説明いたします。

平成24年度に作成された「学校事務業務改善推進委員会報告書」につきましては、「学校内の事務業務に関すること」と「教育委員会からの文書等の処理及び公文書の管理に関すること」に取り組むこととされております。

まず、資料1の平成25年度の取り組みとしましては、(1)平成24年度に作成された「学校事務業務改善推進委員会報告書」に基づいて、これまでに教育委員会内各課において行った改善状況と平成25年度に各課で検討した結果をまとめた「報告書」を平成26年3月に作成し、各学校に配付しました。

その報告書が、配付資料の「別冊」でございます。また、「報告書」に記載されている「改善状況」や「検討結果」をまとめたダイジェスト版をA3判の資料として添付しましたので、後ほど併せてご覧ください。

次に、(2)の「学校内の事務業務に関すること」につきまして、14項目中、学校給食費に関する事務など5項目の改善がありました。

また、(3)の「教育委員会からの文書等の処理及び公文書の管理に関すること」につきましては、9項目中7項目で改善を行うこととしております。

このうち、平成26年4月から、学校への各種照会等に関する新しいルールを3つ設けることといたしました。

2の平成26年4月から実施するルール、をご覧ください。

1つ目は、「学校への各種照会の回答締め切り期限について」です。締め切り期限は、緊急対応の場合を除き、原則として、学校が受領してから2週間後の設定といたします。ただし、回答までに時間を要する場合は、3～4週間後の設定といたします。

2つ目は、「学校へ行う各種調査等について」です。教育委員会内各課が実施している調査については、調査項目や分量、実施時期や方法等について、学校の負担軽減のための工夫を行います。また、国・県等から依頼がある調査についても、学校の負担軽減のための工夫を行います。

3つ目は、「学校へ送付する児童生徒保護者あてのチラシなどの文書について」です。教育委員会内各課が印刷して学校へ送るものは、可能な範囲で、30枚ごとに付箋等を付けます。また、業者から直接学校に送るものは、30枚ごとに色紙等を入れるよう、業者に依頼します。

最後に、3の平成26年度に取り組む内容ですが、1点目として、教育委員会内各課においては、引き続き、「学校事務業務改善推進委員会報告書」に基づく改善及び検討を行います。2点目は、教育委員会内各課が実施している各種調査照会について、先ほど申し上げたとおり、各課において学校の負担軽減の工夫を行いますが、教育委員会全体の調査照会の状況を把握し、重複等があれば、それを解消できるように取り組みます。3点目は、平成24年3月の「提言」に記載されている「学校が取り組むこと」について、各学校での進捗状況を把握します。4点目は、これまでの取り組みの成果の検証方法について検討します。

以上で「学校事務業務改善推進に係る進捗状況報告」についての説明を終わります。

(荒川委員)

3ページ、支援教育課検討結果の中で、事務職員が就学援助について担当する部分が多いのですが、「一概に教員を担当から外すことが適正と判断することが難しいと考えています。」と記載があるのがひっかかったところです。

改善提案・意見等の3つ目に、教職員定数の中で、一定以上の就学援助対象者がいる場合、事務職員が加配されているという中で、それを読むと、事務職員の仕事ではないかと思えるのですが、教員を外すことが適切と判断することが難しいというお考えについてお聞かせいただければと思います。

(支援教育課長)

ご指摘の部分であります。私どもといたしましては、事務職員が担当することが適切であるという考え方は持っておりますが、様々な学校事情がある関係で、事務職員が担当すべきと言いきれない状況を鑑みましてこのような表現をさせていただきました。

今年度から学校内で個人情報扱うことが大変難しい状況になっておりますので、認定通知は支援教育課より直接ご家庭に郵送するという方法も取っておりますので、学校現場がこの業務に携わる煩雑さが減っているということでご理解いただければと思います。

(森武委員)

「2 平成26年4月から実施するルール」について、1番の締め切りを決定したことは非常にいいことだと思うのですが、実態として、通常の2週間の締め切りをとれるものと、緊急対応の割合はどのくらいでしょうか。

(教育政策担当課長)

具体的な割合については、申し訳ございません、把握しておりません。

(森武委員)

原則2週間ということで、ルールを決めることは重要なのですが、3分の1が緊急だったとか、半分が緊急だったなどと、原則から外れるものが増え、ルールを作った意味がなくなってしまうので、お聞きしました。特にお答えいただかなくても結構です。

(2)の学校に行く各種調査のところで、ルールと書きながら、「工夫を行います」と書いてあるのですが、ルールは規則ですから「こうします」ということだと思うのですが、「工夫を行います」というのは、目標を書いているだけのような気がするのですが、工夫を行いますというところに、ルールの要素はあるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

表題がルールとなっていたので、誤解される部分もあります。

学校へ行く各種調査等につきましては、今年度実態の調査をしましてルール化をしたいという考え方です。

委員のおっしゃった、ルールと書かれているのに、「工夫をします」という書き方では、ルールではないかというご指摘ですが、資料の書き方に問題があったと思います。申し訳ございません。

(荒川委員)

12ページにあります非常勤・臨時職員の出勤簿の管理について、出勤簿の押印について、学校から要望があれば、教頭印の省略について検討すると書かれているのですが、介助員や臨時職員等の出勤の様子などを1番把握しているのは教頭かと私は思います。

印が省略されるだけなのか、教頭が押印しないことによって、状況が分からなくなってしまうといけないと思いましたが、そのあたりどのようにお考えなのかお聞きしたいです。

(支援教育課長)

介助員についてということで、私からお答えいたします。

税金をお支払いするものでありますので、最終的に校長印のないものは受け付けられません。もし省略をするのであれば、担当がみて、最終的に校長が確認し押印するという意味で、教頭印の省略という形になっています。

(荒川委員)

たいていの場合、介助員の出勤状況などは教頭が把握されているので、そのあたりが見えなくなってしまうのが心配でした。

(支援教育課長)

様々な学校があるのですが、担当者印がなく、教頭校長の印のみの学校もございます。そういった学校については、教頭が担当をしていますので、担当者印がありません。校長印は最終的には必要となりますので、教頭印の省略と書いていますが、最終的に校長の印があるものでお受けできればと思っています。

(森武委員)

決裁をするときに校長印が最終的な決裁権があるというお話なので、逆にいえば、欄があったとしても、校長がそれでいいと押してしまえば、前の印がなくても校長印があれば認められるという理解でよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

多くの場合は、こちらでお受けして、なぜ校長印だけなのか問い合わせをしています。最終的に校長が間違えなく自分が確認したということであれば、お受けしております。欄が担当者・教頭・校長とございますので、基本的には全て確認していただくのが筋かと思っていますが、学校によりましては、校長の

最終的に確認してお出ししていただいている学校もございますので、校長印のあるものについては、確認のうえ、間違いないということであれば受理しているケースもございます。

(森武委員)

荒川委員の質問に対する答えで、担当者印の欄がもともとないところがあるというお話があったのですが、欄がなければ押していなくてもよくて、欄があつて押していないと確認しているようにも聞こえるのですが、そもそも担当者・教頭・校長の3つの欄が必要なのかという判断はされているということでしょうか。

(支援教育課長)

はい、これは担当者・教頭・校長の3つが必要であるという確認はしております。多くの学校は3名の方の連名でいただいています。

学校によって、教頭が実務をしていて、担当者印がなく、教頭校長でいただいているものがございます。

(森武委員)

そうしますと、担当者を実質教頭が担っているところは、教頭校長の印で認めているということなので、それは、手続き上、担当者印はなくてもいいとおっしゃっていると聞こえるのですが、そこはどのような判断をしているのかお聞かせいただけますでしょうか。

(支援教育課長)

行政ですと、担当がいて、主査・係長がいて、課長がいます。学校の状況の中では、職員数が多く明確に分担されている学校もあれば、職員数が少なく、分担はなかなかでき得ない学校があったり、学校の様々な状況の中で、教頭が実務を具体的に担当している学校があるのは事実であります。教頭・校長の連名の印がある学校については、教頭がその業務を担当されて、教頭欄に押印し、最終的に校長が確認をして押印したという理解をしております。

(三浦委員)

そうしますと、教頭印だけ省略するという文言は、どういった意味があるのでしょうか。

(支援教育課長)

「検討する」ということをございます。

もしそうなった場合は、そのような学校については担当された方に担当者の欄に印を押してもらい、教頭が実務をされておる場合は、担当の欄に押印してもらい、最終的に校長が校長欄に押印をいただきます。

(三浦委員)

教頭印を省くことが、業務改善にかなりなるのでしょうか。

(支援教育課長)

今、私は介助員についてお答えしておりますが、介助員に関しましては、大きな意味はないと考えています。

(学校教育部長)

非常勤職員の出勤簿に関して、基本的に3つ、担当者・教頭・校長と欄があるのであれば、3つ押すことが大原則であります。

小規模校によっては、担当者をおかず教頭兼務する場合がありますので、その時には担当欄を省き、教頭・校長のみ押してくることになると思います。

教頭印をなくすことが業務改善になるのかということについては、さほど変わらないだろうとも思いますけれども、学校側の要望として、簡略化できないかと聞いてきていますので、それに対しては、担当者で最終的に校長が見て、教頭印を省くことができるかどうかを検討してみますということでご答えていますので、大原則は3人、担当・教頭・校長が押すことが、大原則と思っています。

(三浦委員)

案件によっては教頭印を省くなどすると、かえって現場の混乱を招くと思います。教頭印があつて最終的に校長印というこのルールは、そのまま残した方がいいと思います。もしも、教頭が担当者を兼ねているのであれば、教頭が担当・教頭欄の双方に押すことにすれば、それで済むのではないのでしょうか。その方がこちらの案件は教頭印なし、こちらの案件は教頭印ありなどとするよりも、学校全体の流れとしてスムーズかと思います。

(学校教育部長)

教頭の業務を少しでも軽減しようという要望であると思います。

委員の皆様もおっしゃられたように、教頭・校長が責任をもって押印していくことが大事だと思いますので、その方向で検討していきたいと思います。

(齋藤委員長長)

意見というよりもお願いなのですが、2番の平成26年4月から実施するルールで、(2)で先ほど森武委員のおっしゃったことと私も同じ感想をもっていたので、ルールではないと思っていたのですけれども。特に各課が独自に実施している項目や分量については、前から重複があつて大変ということは散々学校から出ておりましたので、とにかく今年中になるべく早く教育委員会内で調査いただいて、一緒にできるものはするなど、本当のルール化をしていただきたいと思います。

国や県などからの依頼はイレギュラーで、やってくるものが個別に違うと思いますので、個々のルールというよりも原則を決めなければいけないと思うので、いずれにいたしましても、今年度中に早く、まさにそれがルールあるいは原則と言えるように具体化をお願いします。

(教育政策担当課長)

ご指示のとおり、動きたいと思います。

報告事項(3) 『授業日数検討会議の報告書について』

(教育政策担当課長)

それでは、『授業日数検討会議の報告書について』ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料をご用意いただき、1ページをお開き下さい。

はじめに「Ⅰの1 経緯」ですが、平成23年度に、「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」の提言の中で、学校が取り組む方策の方向性の1つとして「教育課程編成の工夫」についての検討があげられ、平成25年度、教育指導課とともに、「授業日数検討会議」を開催させていただきました。

この検討会議では、小学校、中学校から代表として、校長先生、教頭先生、総括教諭の先生方にお集まりいただき、各課の指導主事をメンバーに含め、「教育課程の編成を工夫する」ための授業日数の在り方について検討していただきました。昨年、平成25年度に、中学校全校と小学校17校、ろう学校が、試行として、授業日数を増加して、教育課程を編成いたしました。この試行から見える成果と課題、そして、今後、授業日数を増加するにあたっての具体的な実践と課題等を中心に検討し、それをまとめてあります。

3として、授業日数の検討にあたっての基本的な考え方を示しました。

2ページをご覧ください。ここでは、Ⅲの1として、試行校の充実した教

育活動の具体的実践について、小学校、中学校別に、また、その取り組みに対する課題についてまとめました。

4ページをご覧ください。ここでは、2 授業日数増加の在り方として、授業日数を増加するにあたり、そのねらいや日数を増加することについて、その増加日数及び実施時期について、また、土曜日を授業日とすることについて、出された意見をまとめてあります。平成25年度は、試行でしたが、いずれ平成29年度から7日以上増加を市として考えていることから、今後の流れについても意見がありました。

6ページをご覧ください。ここでは、IVとして、平成25年度に1年間試行した小学校、中学校別に試行実績と活用目的と活用例をまとめてあります。

8ページをご覧ください。平成25年度段階でのまとめとして、Vに 授業日数を増加することで、見えてきたことをいくつかの視点でまとめてあります。

また、10ページには、2として、平成26年度から全小中学校、特別支援学校が、授業日数増加の試行をするにあたっての実施上の課題がまとめてあります。

最後に別紙資料をご覧ください。平成26年度の各学校の授業日数増加の試行の予定です。5日から8日までそれぞれの学校の実態に応じて増加してあります。今後も、各学校の実践をもとに、教育委員会がリーダーシップを発揮し、学校がよりよい教育課程編成を行えるように支援していきたいと思っております。

以上で『授業日数検討会議の報告書について』の説明を終わらせていただきます。

(荒川委員)

10ページの②臨時休業に伴う授業の確保というところで、昨年度インフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖等が多かったものですから、標準日数を下回るのはないかという危惧も予想されると書いてあるのですが、実際にそのような、下回ってしまう、あるいは下回ってしまいそうだからということで何か措置などはあったのでしょうか。

(教育指導課長)

昨年度の教育課程編成報告書を受け取っているところでありますが、小中学校とも実数については、不足しているという報告はございません。

(森武委員)

荒川委員の質問に対する、補足の質問なのですが、標準日数下回らないと報告書が上がったということですが、報告書には例えば下回りそうになったので、

行事を削ったり、あるいは延長授業をして確保したなどということが分かる報告書なのか、あるいはそういったことは分からずに何時間行ったという記載のみの報告書なのか、どういう報告を受けているのでしょうか。

(教育指導課長)

編成報告書については、決まった書式のものでございます。行った授業数の項目別の数字報告でございますので、森武委員のおっしゃられた工夫などについては記述されておられません。

(森武委員)

学校がクラスによっては臨時休業になって、何か工夫を迫られたかどうかということは報告書からは分からないといことでよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

はい。

報告事項(4) 『スクールランチ充実の取り組み(試行)結果について』

(学校保健課長)

報告事項4「スクールランチ充実の取り組み(試行)結果について」ご報告いたします。

中学校で実施しているスクールランチの注文弁当の充実を図るため、本年1月に、小学校の給食献立をアレンジした内容の弁当販売を試行し、その結果につきまして、アンケートやヒアリングにより検証を行いましたので、ご報告いたします。

なお、アンケート結果につきましては、2月の定例会で、速報版をご報告させていただきましたが、この度、その完成版を、9ページ以降に参考として掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、平成25年度「スクールランチ充実の取り組み(試行)結果について」という冊子の2ページをお開きください。試行の概要につきましては、記載のとおり、本年1月27日から1月31日までの5日間で、小学校給食のメニューをアレンジした献立の弁当を、各学校の弁当事業者に、ご協力いただき、提供しました。価格は税込みで400円とし、中学校23校中14校で実施しました。献立は(5)に記載のとおりで、ごはんの量については、同じ価格で、大盛り・並盛・小盛を選択できるようにしました。

3ページをご覧ください。(7)注文方法についてです。通常のパン・弁当の注文販売は、いずれも当日注文で行っていますが、今回は、事前予約制で試行しました。なお、試行期間中は、通常どおり、パン注文も可能としていました。注文の具体的な流れは、実施の前々週の1月14日から17日の間に、生徒がクラスで予約表に記入することで、事前予約を行い、代金については、通常どおり、当日徴収としました。また、当日欠席の場合のみキャンセル可能としました。

「3試行の結果」についてですが、(1)注文状況にありますように、注文率の5日間平均は、14.7%で、通常約3倍の注文がありました。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。(2)アンケート等の検証についてです。まず、①の注文についてですが、半数弱の生徒が期間中に1回は注文しており、多くの生徒が試行に参加した結果となりました。

次に、②の味についてですが、「良い」が49.5%など、全体的には良い評価でしたが、「冷たい」、「小学校給食のイメージと違う」などの意見も多くありました。

次に、③の量についてですが、「大盛り」を注文した生徒の53.4%が、少ないと答える一方で、「小盛」を注文した生徒の21.5%が、多いと答えており、個人差が非常に大きい結果となりました。

次に、④の価格については、60.7%の保護者が普通と答えましたが、37.7%の保護者は高いと答え、300円や350円が希望価格と、回答しました。一方で、事業者からは、店頭販売の弁当と比較して、今回の試行の弁当は原価率が高く、400円の価格設定は厳しかった、との意見がありました。

次に、⑤の事前予約についてです。通常注文は当日注文ですが、今回の試行では、注文数の予測が難しく、食材確保や人員配置が困難であるため、事前予約制としました。そのため、「家庭の都合で弁当を持参できなかった時、当日注文ができないから不便」などの意見が多くありました。一方で、試行後に事業者ヒアリングしたところ、やはり事前に数量が把握できないと、対応は困難とのことでした。

次に、⑥学校での課題についてです。クラスでのとりまとめ、日々の予約状況の確認、当日欠席者の対応など、教職員の負担は大変大きかったようです。また、学級活動の時間を割かなければならなかった、受験指導と重なり時期が悪かった、といった意見に加え、注文数が通常の数大幅に上回ったため、仕分け場所や人員を追加で用意した学校もあるなど、課題が多く残りました。

次に、⑦家庭からの弁当持参・給食の要望についてです。保護者アンケートでは、家庭からの弁当を「毎日」、または「ほとんど毎日」持参している保護者が、93.6%に上りました。しかし、弁当を毎日持たせることは負担だという

意見もあり、保護者からは、給食献立の弁当が、継続的に提供されることで、負担軽減になるといった期待の声がある一方で、完全給食の実施を望む意見も多く寄せられました。また、教職員では、当日注文で対応できる、現状のスクールランチの継続を望む意見がありました。

次に、⑧今後の注文についてです。「ぜひ注文したい」と回答したのは、生徒13.6%、保護者8.9%、「たまには注文したい」は、生徒38.1%、保護者62.4%でした。

1枚おめくりいただき、6ページをお開きください。「あまり注文したくない」「注文しない」理由としては、「家から弁当を持ってくるから」、「量が合わないから」、「事前予約では不便だから」、「値段が高いから」などの意見が多く、これらに自由意見で多かった「冷たい」といったことなどが、今後の主な課題としてとらえています。

(3) 事業者へのヒアリング結果につきまして、6ページから7ページに掲載していますが、主なものとしましては、「現状の内容で、価格の引き下げは困難である」、「事前予約なしでの注文というのは対応できない」などの意見がありました。また、今回の方法で、毎日提供できるかどうかについては、事業者によって意見が分かれました。

最後に、「4 検討課題」に、今後検討・改善していくべき事項を整理しました。

まず、(1) 注文方法についてですが、生徒・保護者・教職員は当日注文を望んでいます。事業者が事前に食数を把握しないと対応できない状況であるため、事前予約で実施しながら、利用者の利便性や、教職員の負担軽減を、少しでも図ることができるよう、とりまとめの方法や、支払い方法など、改善したいと考えています。

次に、(2) 量の設定についてですが、今回「大盛り」を注文した生徒の多くが、量が少ないと感じていたため、「大盛り」の量の設定について検討しますが、事業者には、価格面でさらに負担となるため、「並盛」と別料金を設定することについても、併せて検討します。

1枚おめくりいただき、8ページをお開きください。次に、(3) 価格設定について、保護者からは、400円では高い、という意見がある一方で、原材料費の高騰や、消費税の増税もあり、事業者努力では、価格を下げることは厳しい状況です。したがって、保護者の経済的な負担軽減を考慮し、価格を下げるためには、何らかの公費負担が必要となりますが、注文しない家庭との公平性などに課題があるため、これについては、慎重に検討したいと考えています。

次に、（４）保温については、今回の試行が冬場の実施だったこともあり、弁当が冷たいという意見が多くありましたが、衛生面を考慮した温度管理につきまして、検討したいと考えています。

次に、（５）献立については、給食献立の弁当を継続して実施するためには、保護者が安心して注文できるよう、栄養面に配慮した献立を、多数設定することが必要となります。また、事業者が安定して提供し続けるためには、一定の注文数が確保できるような、献立設定も必要になってくると、考えています。

これらの課題につきまして、学校や事業者とも調整を図りながら、その改善策を検討し、今年度の試行につなげていきたいと考えています。

以上で、「スクールランチ充実の取り組み（試行）結果について」の報告を終わります。

（質問なし）

報告事項（５）『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』

（美術館運営課長）

それでは、「横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について」報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項５」をご覧ください。

１の美術品評価委員会とは、ですが、当該委員会は、横須賀美術館が適正な美術品の取得を行うため、その価格及び質について評価いただく、地方自治法に規定する附属機関として、条例に基づき設置しております。

２の平成25年度の会議開催結果ですが、記載のとおり、３月16日（日）に開催し、横須賀美術館の収集方針に基づいた寄贈候補作品37点を審議いただき、記載の評価をいただきました。

３の寄贈作品の活用等ですが、所蔵作品として、他の所蔵作品と同様、地下の展示室で年４回開催している所蔵品展において、適宜展示等に活用していくものです。また、必要に応じて修復や額装等も行います。

なお、４には委員名簿を、２ページから３ページには、今回審議いただき、取得が妥当との結果となりました作品37点の一覧を掲載しました。また、そのうち主な作品12点について、４ページから６ページに、作品写真及び作者略歴を掲載いたしました。のちほどご覧ください。

以上で、報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(6) 『横須賀美術館企画展
「アール・ヌーヴォーとアール・デコ展」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、明日、4月26日(土)から始まります

企画展「アール・ヌーヴォーとアール・デコ」の開催について、報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項6」をご覧ください。

まず、アール・ヌーヴォーや、アール・デコという言葉が耳にされたことはあると思いますが、どちらもヨーロッパで流行した装飾芸術の様式のことをいいます。アール・ヌーヴォーは、おおむね1890年ころから1914年までで、建築、家具、ポスター、装飾品など、あらゆるジャンルを対象としました。植物や昆虫など自然をモチーフとしたり、優雅な曲線などが特徴です。よく知られた作家としては、ルネ・ラリック、エミール・ガレ、あのティファニーもその一人と言えます。アール・ヌーヴォーの後、1930年代まで流行したアール・デコは、アール・ヌーヴォーと比べ、機能美を重視し、直線や円弧などの幾何学的形態が多く取り入れられ、大量生産に対応可能なデザインでした。よく知られた作品では、建築になりますが、銀座の現・和光ビル(旧服部時計店)などです。

今回の展覧会では、別添チラシのとおり、様々なジャンルの作品でアール・ヌーヴォーとアール・デコを紹介します。資料の「2 会期」ですが、6月29日日曜日までの65日間となります。「3 主催」「4 観覧料」「5 概要」までは、記載のとおりです。「6 関連事業」としまして、今回の企画展でも内容をより深く理解したり、創作により美術に親しめるよう、記載のとおり、講演会や、ワークショップなどを実施します。詳しくは、のちほど、別添チラシをご覧ください。

次に、本日、席上配布させていただきました展覧会スケジュール中面をご覧ください。今年度の企画展のスケジュールについてご説明いたします。

夏休み期間には、大人も子どもも楽しめる体験型の企画展、「キラキラ、ざわざわ、ハラハラ展」を。9月からは、食欲の秋にふさわしい「おいしいアート」と題して、「食」をテーマにした、セザンヌをはじめ近代美術の名作なども展示します。11月からは、国際的にも評価の高い現代作家・小林孝亘展を開催します。作家自身による児童・生徒向けのワークショップなども行います。

1月には、毎年多くのお客様にお越しいただいております第67回児童生徒造形作品展を。2月からは、生誕110年 海老原喜之助展を開催します。今年度も、市民に親しまれ市民に利用される美術館を目指してまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第3から日程第6は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年4月25日(金) 午前11時06分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤 道子